

消防法に基づく自動火災報知設備の点検に関する不適切な報告について  
(水平展開と再発防止の具体施策の進捗)

2021年9月14日  
日本核燃料開発株式会社

既報(6月25日付けトピックス)の「消防法に基づく自動火災報知設備の点検に関する不適切な報告について」において、本件の事象、原因究明、対策方針について紹介しておりましたが、その後の水平展開調査及び再発防止策の具体化について進捗がありましたので、続報として以下報告致します。尚、本件に関する消防署、原子力規制庁ならびに関係自治体へのご報告は、水平展開調査(点検記録)の結果については8月2日、3日に、再発防止の具体施策、水平展開の追加調査(点検要領等)については8月30日から9月1日にて実施しております。

1. 水平展開調査の進捗について

(1) 構内火災感知器の点検状況調査

NFD 構内にある全ての火災感知器について点検漏れがないかどうかを改めて調査しました。その結果、未点検が確認されたアイソレーションエリア以外に、職員の執務建屋(非管理区域)の天井裏にある火災感知器2台が未点検であることを確認しました。いずれも、点検時に用いた火災感知器のチェック記録(配置図)に記載の無い感知器であり、点検対象と認識してなかったため点検が漏れていました。なお、当該箇所の点検記録は報告書には記載されていませんでした。

(2) 他設備の点検記録調査

今回の事象の他設備への水平展開として、火災感知器以外の全ての設備や機器の点検について計573件を抽出し、点検に用いたチェック記録や報告書の点検記録を基に、点検実施の有無の実態を調査しました。その結果、1件を除いて点検は実施されていることが確認されました。

その1件は消防設備の一つである誘導灯/標識であり、火災感知器と同様にアイソレーションエリア内にある誘導灯/標識が点検対象から漏れ、長年点検されていませんでした。なお、当該箇所の点検記録は報告書には記載されていませんでした。アイソレーションエリアの感知器と同様に品質管理、引継ぎに問題があったことが原因と判断しています。

また、当該誘導灯/標識においては、点検項目の一部が総務省消防庁の告示の要領通りに実施できていないことが確認されました。

## 2. 再発防止の具体施策

既報（6月25日付けトピックス）で述べたとおり本事象に対する原因は、大きく分けて品質管理と組織文化に分けられます。それぞれの原因に対して再発防止の方針に基づいて具体施策を策定しました。

	原因	再発防止の具体施策
品質管理上の問題	品質管理の不備	(1) 点検要領・記録、図面管理の品質改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>点検要領・記録様式の整備 （一点一点の確認が可能な点検記録様式策定）</li> <li>現場記録の作成と保存ルールの整備</li> <li>報告書と点検記録の照合プロセスの明確化</li> <li>その他、図面変更管理の改善</li> </ul>
	不適切な業務の引継ぎ	(2) 調達先の責任範囲の明確化 <ul style="list-style-type: none"> <li>責任範囲、点検要領、点検結果報告に関わる品質要求の明確化</li> </ul>
	管理者の責務の理解不足と社内ルールの不備	(3) 業務の引き継ぎ方の改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>チェックリストを活用した引継ぎプロセスのルール化</li> </ul>
	管理者の品質管理システムの理解不足	(4) 管理者の責務の明確化 <ul style="list-style-type: none"> <li>防火管理体制の再構築</li> <li>防火管理に対するマネジメントの学習と現場実態を把握するための活動の推進</li> </ul>
組織文化の問題	前例主義による当事者意識の欠如	(1) 高潔・誠実な価値観の浸透（インテグリティ） <ul style="list-style-type: none"> <li>「誰も見ていないところでも正しいことを徹底して実行する」という高潔・誠実な価値観を隅々まで浸透させるため、「学習→日常的な実践→現場観察→改善」を体系的に実行</li> </ul>
	報告書の社会的重大性の理解不足	
	上長、同僚及び部門間の信頼関係が良好でなかったこと	(2) 風通しの良い組織作り <ul style="list-style-type: none"> <li>心理的安全性の高い職場環境作りのため、マネジメント層に対するリーダーシップ研修、メンバーに対する自己表現スキル向上研修の実施、及びその実践と振り返り</li> <li>経営層と従業員とのフラットで自由な対話の場作り</li> <li>不適切行為に対する厳罰化</li> </ul>
	上長の傾聴姿勢の欠如	
	活用されない内部通報制度	
	(3) 内部通報制度の再構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>日常的に目に触れることを考慮した通報制度の整備（社内ホームページ画面へ掲示）</li> </ul>	

## 3. その他の検討の進捗（廃棄物セル内エリアの火災感知器の取扱い）

ホットラボ内の廃棄物セルは放射線量が高く、人が容易に入室できないことから、当該火災感知器の点検は、セル外に設置されたテストスイッチによりホットラボ運転開始当初から現在まで実施してきました。今回の事象を機に、この点検方法について消防署と相談したところ、現在の申請においては正しい点検方法とは認めてはいないとの見解をいただきました。廃棄物セル内の火災感知器を直接点検すること、故障時に補修を行うことは現実的には困難であることから、当該エリアの火災発生リスクを評価した上で感知器の必要性を再度評価することとしました。

人が立ち入らないこと及び火災発生リスクが低いなどの評価ができれば、当該エリアの火災感知器は、消防法上は設置除外可能であることから、廃棄物セル内の火災リスクの低減対策を図り、火災による被害を最小限に止める措置を実施しました。その後、消防法施行令第32条による特例適用申請を行い、火災感知器設置除外の許可を得ました（8月5日付）。

さらには、万一、想定外の火災があったとしても、放射性物質の閉じ込め機能維持を確実にできることを考慮し、当社の自主対策として当該エリア内の温度を監視する恒久的な火災感知のシステムを構築することを計画しています。

#### 4. 社内処分について

代表取締役社長 濱田昌彦は、報酬1ヶ月10%を自主返上することとし、当該所管部門の取締役は、社長より厳重注意を実施しました。また、点検関係者に対し8月25日付で処分を行いました。

#### 5. 今後の対応

再発防止の具体施策を実行に移し、社員ならびに点検会社への徹底を図ります。また、水平展開調査で新たな課題として挙げられた、点検項目の一部が総務省消防庁の告示に沿った要領になっていなかったことについても、他の消防設備へ展開して追加調査を進め課題を明らかにし、確かな要領で実行できるように是正致します。

以 上